

守山市学校給食調理業務 公募型プロポーザル方式実施要項

1 対象事業の目的

衛生管理に配慮した安全・安心でおいしい学校給食を、児童に安定的に供給することを目的とします。

2 業務名および業務場所

守山市学校給食調理業務（吉身小学校・河西小学校・中洲小学校）

守山市吉身三丁目地先 守山市立吉身小学校

守山市小島町地先 守山市立河西小学校

守山市幸津川町地先 守山市立中洲小学校

3 業務内容

別紙仕様書のとおり

4 見積上限価格

吉身小学校・河西小学校・中洲小学校（H30～H32年度） 3校 3年分

234,000,000円（税込）

5 履行期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

6 プロポーザル方式の採用の具体的な理由

学校給食調理業務は、創造力、技術力、経験等が必要な業務であり、業者の理念や実績などを総合的に評価するものであり、価格だけの競争にはなじまないため。

7 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順

- | | |
|--------------------|----------------|
| (1) 実施要項、募集要項を公表 | 平成29年10月18日（水） |
| (2) 質問締切り | 11月13日（月） |
| (3) 質問回答 | 11月20日（月） |
| (4) 提案書提出期限 | 11月28日（火） |
| (5) プレゼンテーション実施 | 12月13日（水） |
| (6) 審査結果通知発送・結果の公表 | 12月下旬 |

8 プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

9 提案書作成要領

- (1) 提案書内容

別紙作成例に基づき、章立てにより構成してください。

(2) 部数

企画提案書・必要書類 8部

(3) 提出方法

持参による。(郵送等は不可)

(4) 提出期間

平成29年11月27日(月)および平成29年11月28日(火)

(5) 提出場所

守山市教育委員会事務局学校教育課

(6) その他

- ・ 提出期限に遅れたものは受付できません。
- ・ 提出書類に虚偽が認められたものは失格とします。

10 質疑応答

本プロポーザルに関連して疑義のある方は、別紙質問書にて、平成29年11月13日(月)までに上記9(5)の提出場所宛に提出してください。提出方法は持参または電子メール、FAXによるものとします。送付後、必ず電話にて到着の確認をお願いします。なお、電話および口頭による受付はできませんのでご注意ください。

質問書の内容およびそれに対する回答は、上記9(5)の提出場所の窓口にて11月20日(月)から掲示します。

11 審査について

(1) 審査員構成

プロポーザル等の審査は、7人の審査員で行います。

守山市教育委員会(部長、次長、課長)、

小学校長会代表、小学校教頭会代表、

小学校栄養教諭等代表(2名)

(2) 審査(プレゼンテーション)日時および場所

- ・ 日時：平成29年12月13日 午後1時30分から
- ・ 場所：守山市役所 東棟3階第会議室
- ・ 提案者は、1社3名以内とします。
- ・ 提案時間は1社15分とします。(応募業者数により提案時間の変更あり)
- ・ プレゼンテーションの順は、提案書提出順とします。
- ・ 提案時刻は後日連絡します。

(3) 審査項目

・ 委託料	40 点
・ 企業実態	5 点
・ 学校給食に対する基本的な考え方	5 点
・ 衛生管理、アレルギー対応、研修計画	20 点
・ 人員配置対応	15 点
・ 緊急時の対応	15 点
<hr/>	
合 計	100 点

(4) 審査内容

① 信用条件

- ・平成 24 年 4 月 1 日以降に学校給食調理業務として 1 施設 1 日 1,000 食以上の調理実績があり、学校給食法第 9 条第 1 項の規定に基づく「学校給食衛生管理基準」を遵守していること。

② 安全衛生

- ・衛生管理を目的とした、研修・衛生管理の実地指導ができる体制が確保されていること。
- ・過去 5 年間に学校給食において、安全・衛生管理上重大な事故（火事・食中毒等）を起こしていないこと。
- ・賠償責任保険（PL 法に基づく）に加入していること。

③ 業務遂行能力

- ・調理業務に従事する栄養士は、栄養士の資格を取得後、学校給食施設を含む集団給食施設に 3 年以上従事した正社員（常勤）であること。また、主任調理師は、調理師の資格を取得後、学校給食施設を含む集団給食施設に 3 年以上従事した調理経験者であり正社員（常勤）であること。この栄養士と主任調理師のうち、1 名を業務遂行上の責任者（業務責任者）とし、他の 1 名は、それを補佐するもの（業務副責任者）とする。
- ・会社の経営が安定しており、委託契約書・委託仕様書の業務を確実に遂行できる能力があること。
- ・調理職員の休暇等に即応して代替調理員を確保できること。業務責任者または業務責任者を補佐する者が休暇をとった場合は、代替として正社員を確保できること。
- ・重大な事故等で業務の履行が継続できなくなった場合、代替履行者として業務契約を継続して行うことができるこの選定基準を有する業者を代行保証

人としてたてられること。

- ・緊急の場合、受託業者の総括責任者が連絡を受けてから給食調理現場に2時間以内に到着でき、給食調理業務等の指揮がとれること。

④ 学校給食に対する意欲、理解

- ・学校給食の意義や特色を十分理解していること。
- ・学校長の経営方針等を理解し、積極的に協力すること。

(5) 審査結果の通知

平成29年12月下旬に審査結果の通知文を発送します。

12 提案書の公開等

提案書の内容に関する著作権は、作成者に帰属します。ただし守山市は、採択した提案書の内容を無償で使用できるものとします。また、応募された提案書は返却致しません。

本件に関して公文書公開請求があった場合は、守山市情報公開条例（平成11年条例第21号）の規定に基づき、提案書類を公開することがあります。

13 提案に係る費用の負担に関する事項

提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とします。

14 問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

守山市教育委員会事務局学校教育課 担当：上田・長田

電話 077-582-1143 FAX 077-582-9441

E-mail:gakkokyoiku@city.moriyama.lg.jp